

広島県告示第三百四十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十八年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
蜂須賀整形外科	広島市西区己斐本町二丁目二番二七号	平成三一年四月二〇日	更新
サカ整形外科	広島市安佐北区亀山七丁目五番一一号	平成三一年四月二〇日	更新
独立行政法人 国立病院機構 呉医療センター	呉市青山町三番一号	平成三一年四月二〇日	更新
医療法人社団仁慈会 安田病院	竹原市下野町三二二六	平成三一年四月二〇日	更新
西福山病院	福山市松永町三四〇番一 号	平成三一年四月二〇日	更新